

輪島市告示第 94 号

輪島市復旧・復興建設工事共同企業体の運用に関する要綱を次のように定める。

令和 6 年 6 月 28 日

輪島市長 坂 口 茂

輪島市復旧・復興建設工事共同企業体の運用に関する要綱

(趣旨)

第 1 条 この告示は、大規模災害時において、不足する技術者や技能者を広域的な観点から確保することにより、復旧又は復興工事の円滑な施工を確保するため、被災地域の建設企業が、被災地域外の建設企業と共同し、その施工力を強化するために結成される共同企業体(以下「復旧・復興建設工事共同企業体」という。)の運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第 2 条 復旧・復興建設工事共同企業体により施工することができる工事は、次に掲げる要件の全てに該当する工事のうち、市長が入札公告において指定する工事とする。

- (1) 大規模災害からの復旧・復興を目的とする工事であること。
- (2) 予定価格が原則 4,000 万円以上 1 億 5,000 万円未満であること。
- (3) 特定建設工事共同企業体のみを対象とする工事でないこと。
- (4) 発注者において、工事の施工管理上、復旧・復興建設工事共同企業体による施工が不相当と判断する工事でないこと。

(構成員の数)

第 3 条 復旧・復興建設工事共同企業体の構成員の数は、2 者とする。

(構成員の要件)

第4条 復旧・復興建設工事共同企業体の全ての構成員は、次に掲げる要件の全てに該当する者でなければならない。

- (1) 対象工事に係る業種について、輪島市建設工事競争入札参加資格の有資格者であること。
- (2) 対象工事に係る業種について、建設業法(昭和24年法律第100号)第3条の許可を有しての営業年数が3年以上あること。
- (3) 対象工事に係る業種について、元請として施工した実績があること。
- (4) 対象工事に係る業種について、監理技術者となることができる者又は主任技術者となることができる者で国家資格を有する者(以下「技術者」という。)が存し、工事の施工に当たっては、技術者を工事現場ごとに専任で配置し得ること。ただし、工事規模に見合った施工能力を有する構成員が技術者を専任で配置する場合は、他の構成員の配置する技術者の専任を求めないものとする。

(構成員の組合せ)

第5条 復旧・復興建設工事共同企業体の構成員の組合せは、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 構成員のうち代表者については、輪島市内に本社又は本店を有し、対象工事に係る業種における格付(輪島市建設工事指名競争入札参加者等選定要綱(平成18年輪島市告示第9号)別表第1に掲げるものをいう。以下同じ。)がA等級に属する者であること。
- (2) 代表者以外の構成員については、輪島市を除く石川県内に本社又は本店を有し、対象工事に係る業種における格付がA等級に属する者であること。

(結成方法)

第6条 復旧・復興建設工事共同企業体の結成方法は、自主結成とする。

(登録)

第7条 一の建設企業が入札参加資格の登録をすることができる復旧・復興建設工事共同企業体の数は、3を上限とする。

2 復旧・復興建設工事共同企業体の登録の有効期限は、各構成員が登録されている建設工事競争入札参加資格の有効期間の終期までとする。ただし、各構成員が第5条に規定する要件を満たさなくなった場合は、登録を抹消するものとする。

(出資の割合)

第8条 復旧・復興建設工事共同企業体の構成員の最低出資割合は、30パーセント以上とする。

(登録の申請)

第9条 復旧・復興建設工事共同企業体は、入札参加資格の登録を申請しようとするときは、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1) 復旧・復興建設工事共同企業体入札参加資格登録申請書(様式第1号)

(2) 復旧・復興建設工事共同企業体協定書(様式第2号)の写し

(3) その他市長が必要と認める書類

(申請の時期)

第10条 復旧・復興建設工事共同企業体に係る入札参加資格の登録を申請する時期は、随時とする。

(協定書)

第11条 復旧・復興建設工事共同企業体協定書は、様式第2号に準じて作成するものとする。

2 復旧・復興建設工事共同企業体協定書において、各構成員の出資の割合を別に定

めることとしている場合は、各構成員の出資の割合に関する協定書の写しを市長に提出しなければならない。

(変更等の届出)

第 12 条 復旧・復興建設工事共同企業体入札参加資格登録申請書又はその添付書類の記載事項に変更が生じた場合は、速やかに、復旧・復興建設工事共同企業体入札参加資格登録変更届(様式第 3 号)により、市長に届け出なければならない。

(解散の時期)

第 13 条 復旧・復興建設工事共同企業体が解散し、復旧・復興建設工事共同企業体解散届(様式第 4 号)を提出した場合は、登録を抹消するものとする。ただし、工事を受注している場合は、請負契約履行後 3 月を経過するまでの間は解散できないものとする。

(入札参加の制限)

第 14 条 一の建設企業が単体、特定建設工事共同企業体、経常建設共同企業体又は復旧・復興建設工事共同企業体のうち、複数の形態により同一の入札に参加することはできない。

(その他)

第 15 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この告示は、令和 6 年 7 月 1 日から施行する。